

# 青森県報

第三千四百八十三号

平成二十四年  
一月四日

(水曜日)

## 目 次

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……一  
 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……三  
 右 同……………( 同 ) ……四

### 公安委員会

役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通規制課) ……六

### 公営企業

青森県病院局財務規程の一部を改正する規程……………(経営企画室) ……九

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

### ピアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一ニ外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 八戸臨海開発株式会社

八戸市沼館四丁目七の二一

代表取締役 三村 裕一

2 福田アセット&サービス株式会社

新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八

代表取締役 樋口 孝夫

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井 淳 東京都千代田区二番町八の八	変更無し	
株式会社カルチェ・イケダ 代表取締役 熊沢 真 東京都八王子市八日町一の一	変更無し	
株式会社新星堂 代表取締役 宮崎 正紀 東京都杉並区上荻一丁目三三の一七	株式会社モンディアル 代表取締役 高橋 廣 東京都杉並区阿佐ヶ谷南三丁目三七の一大森ビル四F	平成 三・一〇・一
株式会社玉屋眼鏡店 代表取締役 松橋 長英 八戸市大字十三日町二六の二	株式会社新星堂 代表取締役 砂田 浩孝 東京都杉並区上荻一丁目三三の一七	二〇・五・二九
有限会社セアマン 代表取締役 伊藤 博 秋田県秋田市中通二丁目八の一	変更無し	
株式会社カトレア 代表取締役 長谷川 三雄 秋田県秋田市山王沼田町二の一	カトレア株式会社 代表取締役 長谷川 利夫 秋田県秋田市山王沼田町二の一	三・二・一四 (名称) 三・七・一 (代表者 の氏名)

<p>株式会社ケング 代表取締役 山田 幸雄 東京都品川区西五反田二丁目 四の九</p>	<p>株式会社パレモ 代表取締役 中本 敏幸 愛知県稲沢市天池五反田町一</p>	<p>有限会社ほわいとあつぷる 代表取締役 小笠原 新一 弘前市大字大町二丁目八の八</p>	<p>株式会社モリタ 代表取締役 盛田 正 八戸市大字三日町一四の一</p>	<p>株式会社フアイブフォックス 代表取締役 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目六 〇の七</p>	<p>株式会社橋文 代表取締役 橋本 昭一 八戸市大字長苗代字瓜田一四の 三二八戸総合卸センター内</p>	<p>株式会社サンデー 代表取締役 宮下 直行 八戸市根城六丁目二二の一〇</p>	<p>日本トイザらス株式会社 代表取締役社長 田崎 學 神奈川県川崎市幸区堀川町五八 〇</p>
<p>株式会社ケング 代表取締役 山田 幸雄 京都府京都市下京区東塩小路高 倉町二の一</p>	<p>株式会社パレモ 代表取締役 小田 保則 愛知県稲沢市天池五反田町一</p>	<p>有限会社ほわいとあつぷる 代表取締役 小笠原 新一 弘前市大字駅前二丁目二の二</p>	<p>株式会社モリタ 代表取締役 盛田 明 八戸市大字三日町一四の一</p>	<p>変更無し</p>	<p>株式会社橋文 代表取締役 橋本 博文 八戸市卸センター一丁目九の一 (住所)</p>	<p>変更無し</p>	<p>日本トイザらス株式会社 代表取締役 モニカ・メルツ 神奈川県川崎市幸区大宮町一三 一〇ミューザ川崎セントラルタ ワー二五階・二六階</p>
<p>三・三・二四</p>	<p>三・三・一六</p>	<p>三・三・二四</p>	<p>一五・四・一</p>	<p>一五・二・三 (代表者 の氏名) 一五・二・〇・一 (住所)</p>	<p>一六・七・一</p>	<p>一五・八・二九</p>	<p>二〇・四・二四 (代表者 の氏名) 一六・五・一〇 (住所)</p>

<p>株式会社ヤマダ電機 代表取締役社長 山田 昇 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇 の一</p>	<p>有限会社石橋ガラス工房 代表取締役 石橋 忠三郎 八戸市大字是川字金ヶ坂一八の 九</p>	<p>株式会社クリエイト 代表取締役 高橋 廣 北海道札幌市東区伏古十二条三 丁目四二二の三〇</p>	<p>株式会社せきのドラックストア 代表取締役 関野 勇 八戸市大字三日町四</p>	<p>株式会社きたえん 代表取締役 大崎 松雄 南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村 一六〇の八</p>	<p>有限会社えんず岡山 代表取締役 岡山 明美 八戸市大字六日町六はせビル一 F</p>	<p>有限会社ベルベ 代表取締役 佐々木 優子 むつ市本町三の一</p>	<p>株式会社すずのき 代表取締役 佐藤 孝之 東京都渋谷区恵比寿二丁目一三 の二</p>	<p>株式会社おくやま 代表取締役 奥山 隆 岩手県花巻市吹張町一〇の四三</p>
<p>株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇 群馬県高崎市栄町一 の一</p>	<p>変更無し</p>	<p>三・九・三〇</p>	<p>一五・一・二六</p>	<p>一七・五・三</p>	<p>一三・二・二五</p>	<p>一三・二・二六</p>	<p>一四・五・六</p>	<p>一五・三・三</p>

四 届出年月日

平成二十三年十二月十四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十四年一月四日から平成二十四年五月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年五月四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催する。青森県都市計画法施行細則(平成十六年三月青森県規則第二十一号)第二条第二項の規定により公告する。

平成二十四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十四年一月二十日 午前十時から

二 開催の場所

青森県庁 西棟七階B会議室 青森市長島一丁目の一

三 案件

青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、青森市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十四年一月十八日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

青森市都市整備部都市政策課 青森市柳川二丁目の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

青森都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・24号筒井大矢沢線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 要 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・24	筒井大矢沢線	青森市大字筒井字八ッ橋	青森市大字大矢沢字里見	青森市大字筒井、大字大矢沢	約3,170m	地表式	2車線	20m	青い森鉄道と立体交差 1箇所 自動車専用道路と立体交差 1箇所 幹線街路と平面交差 4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課  
青森市都市整備部都市政策課

2 閲覧期間

平成二十四年一月五日から同月十八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

~~~~~

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により三沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十四年一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十四年一月二十六日 午後六時三十分から

二 開催の場所

三沢市役所 本館四階大会議室 三沢市桜町一丁目一の三八

三 案件

三沢都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、三沢市の区域内に住所を有する者とする。

- 3 書面の提出期限  
平成二十四年一月十八日までに到着のこと。
- 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
三沢市建設部都市整備課 三沢市桜町一丁目一の三八
- 5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

### 三沢都市計画道路の変更(青森県決定)

都市計画道路中3・4・3号中央町金矢線ほか1路線を次のように変更する。

| 種別   | 名 称     |        | 位 置          |              |              | 区 域       | 構 造      |          |     |                          | 備 考 |
|------|---------|--------|--------------|--------------|--------------|-----------|----------|----------|-----|--------------------------|-----|
|      | 番号      | 路線名    | 起 点          | 終 点          | 主 な<br>経 過 地 | 延 長       | 構造<br>形式 | 車線<br>の数 | 幅員  | 地表式の区間における<br>鉄道等との交差の構造 |     |
| 幹線街路 | 3・4・3   | 中央町金矢線 | 三沢市中央町四丁目    | 三沢市大字犬落瀬字古間木 | 大字犬落瀬字堀切沢    | 約 3,760 m |          | 2車線      | 16m |                          |     |
|      | 構造形式の内訳 |        | 三沢市字古間木山     | 三沢市春日台一丁目    | 大字犬落瀬字堀切沢    | 約 400 m   | 嵩上式      |          | 16m |                          |     |
|      |         |        |              |              |              | 約 3,360 m | 地表式      |          | 16m | 幹線街路と平面交差<br>6箇所         |     |
|      | 3・5・3   | 三沢春日台線 | 三沢市大字犬落瀬字古間木 | 三沢市春日台一丁目    | 春日台二丁目       | 約 380 m   | 地表式      | 2車線      | 12m | 幹線街路と平面交差<br>2箇所         |     |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

三沢市建設部都市整備課

2 閲覧期間

平成二十四年一月五日から同月十八日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

公安委員会

青森県警察本部長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に係わるものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六百六十七条の五第二項及び第六百六十七条の十一第三項において準用する同令第六百六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十四年一月四日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、県と役務契約を締結することを希望する法人であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得て

いる者を除く。）

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号（同施行令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(三) 営業に關し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者  
2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとする。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日（以下「審査基準日」という。）の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算（以下「決算」という。）における自己資本額（資本金、積立金及び繰越利益（欠損）金の合計額とする。）  
イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率（流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。）第四十三条第七項に規定する事業主にあつては所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者（障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。）の雇用人数とする。

(六) ISO認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格（ISO9001・14001）の認証取得の有無



二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十四年一月四日から同年一月十七日までとする。  
資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、役務契約の業務種別ごとに競争入札参加資格審査申請書（様式第一号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、青森県警察本部交通部交通規制課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表（様式第二号）

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表（審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの）  
貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書（審査基準日直前の事業年度一年分）  
法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税及び法人住民税（申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税）

(五) 許認可証等の写し  
契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO認証取得登録証の写し

(八) その他警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(八)の添付書類について外国語で作成されているものには日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成二十七年一月三十一日までとする。

七 申請書の記載事項の変更等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（様式第三号）を提出しなければならない。

ただし、1から3に係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写しを添付するものとする。

1 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

2 商号又は名称

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成二十七年一月に予定している同年四月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき更新手続を行わなければならない。

様式第1号

年 月 日

青森県警察本部長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
印

### 競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約（自動車保管場所現地調査業務、自動車保管場所データ入力等業務に限る。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

#### 記

- 1 希望する業務  
役務の提供
- 2 希望する業種（複数業種記入禁止）

注）申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

様式第2号

### 経営規模等総括表

区 分 新規・継続

区分 役務の提供 番号

(単位：千円)

|     |    |
|-----|----|
| 審査値 | 格付 |
|     |    |

|                        |                                     |                                      |                      |
|------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|
| フリガナ<br>商号又は名称         |                                     | 代 表 者<br>職 氏 名                       |                      |
| 住 所                    | 〒                                   | 電 話 番 号                              |                      |
| 又 地 址                  |                                     | F A X 番 号                            |                      |
| 主 たる 業 務               | 〒                                   | 電 話 番 号                              |                      |
| 営 業 所                  |                                     | F A X 番 号                            |                      |
| 希 望 する 業 務             | 役務の提供                               |                                      |                      |
| 希 望 する 業 務 種 別         |                                     |                                      |                      |
| 平 均 生 産 額<br>又 は 販 売 額 | 直前第2年度決算<br>①                       | 直前第1年度決算<br>②                        | 年間平均実績高<br>(①+②) / 2 |
| 自 区 分<br>資 本 金 (元入金)   | 直前決算時                               | 剰余(欠損)金処分                            | 決算後増減                |
| 資 積 立 金 (準備金)          |                                     |                                      |                      |
| 本 額<br>次期繰越利益(欠損)金     |                                     |                                      |                      |
| 職 員 数                  | 技術関係職員<br>人                         | 事務関係職員<br>人                          | そ の 他<br>人           |
| 計                      |                                     |                                      | 計<br>人               |
| 経 営 比 率                | 流動資産 ( )<br>流動負債 ( )<br>) × 100 = % |                                      |                      |
| 営 業 年 数                | 創 業 日<br>年 月 日                      | 現組織変更日<br>年 月 日                      | 営業中断期間<br>年 月 ~ 年 月  |
| 障 害 者 雇 用 状 況          | 障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務<br>有 無        | 障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務<br>雇 用 障 害 者 数 | 無<br>人               |
| I S O 認 証 取 得          | 有 (ISO 9001、ISO 14001) 無            |                                      |                      |
| 役 務                    |                                     |                                      |                      |

注）太枠の欄は記入しないでください。



公 営 企 業

様式第3号

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届

青森県の競争入札参加資格申請書を提出していますが、

記載事項について下記のとおり変更したので  
次のとおり営業を 休業 ・ 廃業したので

届出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 記載事項変更

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 月 日 | 備 考 |
|------|-------|-------|---------|-----|
|      |       |       |         |     |

2 休・廃業

休業期間 年 月 日 ～ 年 月 日  
廃止月日 年 月 日

注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4縦長とする。

青森県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年一月四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第一号

青森県病院局財務規程の一部を改正する規程

青森県病院局財務規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者）

第七条の二 管理者は、知事が病院事業の業務に係る収入の納付について代理納付させるため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者による納付）

第十九条の二 出納員は、病院事業の業務に係る納入義務者が、指定代理納付者が交付し又は付与する証拠その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、出納員は、当該収入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該収入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

2 前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該収入を納付したときは、同項の承認があった時に当該収入の納付がされたものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一間屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭